公立大学法人東北公益文科大学個人情報保護規程

令和８年４月１日規程第 94 号

（趣旨）

第１条　この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年 12 月山形県条例第 37 号。以下「県条例」という。）に基づき公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）が行う個人情報の保護について、必要な事項を定めるものとする。

（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）

第２条　県条例第３条に規定する個人情報取扱事務の登録及び閲覧については、個人情報取扱事務の登録等に関する事務取扱要領（平成 13 年３月６日付け総第 679 号山形県総務部長通知）に基づく知事の事務部局の例による。

（個人情報を取り扱う事務の委託基準）

第３条　理事長が個人情報を取り扱う事務を法人以外のものに委託する場合において講ずべき措置については、個人情報を取り扱う事務の委託基準（平成 13 年３月８日付け総第 704 号山形県総務部長通知）に基づく知事の事務部局の例による。

（開示費用の額）

第４条　法第 89 条第８項に規定する手数料の額は、次の表の左欄に掲げる方法の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

方法	額
（１） 文書又は図画（マイクロフィルムを除く。）に記録されている個人情報を複写機により用紙に複写したもの（次号に掲げるものを除く。）の交付	交付する用紙の枚数（日本産業規格Ａ列３番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本産業規格Ａ列３番の用紙に換算した用紙の枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を１枚として算定した枚数とする。以下同じ。）１枚につき 10 円
（２） 文書又は図画（マイクロフィルムを除く。）に記録されている個人情報を複写機により用紙に複写したもの（カラーで複写したものに限る。）の交付	交付する用紙の枚数１枚につき 50 円
（３）マイクロフィルムに記録されている個人情報を用紙に印刷したものの交付	交付する用紙の枚数１枚につき 10 円
（４）録音テープに記録されている個人情報を録音カセットテープ（日本産業規格Ｃ5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付	交付する録音カセットテープの巻数１巻につき 150 円
（５） ビデオテープに記録されている個人情報をビデオカセットテープ（日本産業規格Ｃ5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付	交付するビデオカセットテープの巻数１巻につき 190 円
（６） 電磁的記録（録音テープ及びビデオテープを除く。以下同じ。）に記録されている個人情報を用紙に出力したもの（次号に掲げるものを除く。）の交付	交付する用紙の枚数１枚につき 10 円

（７）電磁的記録に記録されている個人情報をカラーで用紙に出力したものの交付	交付する用紙の枚数１枚につき 50 円
（８）電磁的記録に記録されている個人情報をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格Ｘ6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付	交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数１枚につき 70 円
（９）電磁的記録に記録されている個人情報を光ディスク（日本産業規格Ｘ0606 及びＸ6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数１枚につき 80 円
(10) 電磁的記録に記録されている個人情報を光ディスク（日本産業規格Ｘ6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数１枚につき 160 円

（開示要求に係る手数料の還付及び減免）

第５条　既に納められた前条の手数料は、還付しない。ただし、理事長は、手数料を納入した者が、その者の責めに帰すことができない理由により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けることができないときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

２　理事長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料の全部又は一部を免除することができる。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第６条　法第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 119 条第９項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

（１）　行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間１時間までごとに 3,950 円

（２）　行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

２　法第 118 条第２項において準用する法第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 119 条第９項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）次号に掲げる者以外の者　法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 119 条第９項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

（２）　法第 115 条（法第 118 条第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者　12,600 円

（事務の取扱い）

第７条　県条例に基づく個人情報の保護に関する事務の取扱いについては、山形県個人情報保護事務取扱要綱（平成 13 年３月 21 日付け総第 750 号山形県総務部長通知）に基づく知事の事務部局の例による。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。